

朝堂院東地区の調査

— 第138-3次

1 はじめに

農業用水路改修に伴う調査で、榎原市教育委員会の委託を受けて行った。水路は朝堂院地区の東約60mをほぼ南北に流れる。トレンチは昨年度実施した第133-11次調査区（『紀要2005』）に南接し、朝堂院回廊・回廊東門、東第二堂の南半～第四堂の北半に平行して南北に細長い。途中で東西に道路が横切するため、北区と南区に分かれる。長さは北区約50m、南区約95m。幅約2mで総面積は277㎡。2006年1月11日から調査を開始し、2月24日に終了した。

2 基本層序

層位は、大きくは、上から耕土・床土（厚さ約40～60cm）、砂礫層（厚さ約10～20cm）、黄褐色土層の順。地点により、自然堆積層や水路堆積物の層を挟む場合もある。床土には人頭大の礫が多く混入している。砂礫層は周辺河川の氾濫によるものと思われる。黄褐色土は粗砂の混じる細砂層で、しまりが強い。調査区の中程ではマンガンの沈着が著しく、土が硬化している。古墳時代から藤原宮期の包含層ないし藤原宮期の整地土とみられ、この層の上面で遺構を検出した。遺構面は水路の影響により、場所によっては青ないし褐灰色化している。やはり水路による侵食で全体的に東が高く西に低い。

3 検出遺構

藤原宮に関わる掘立柱建物・塀・石組溝・素掘溝、古墳時代の土坑、中世の木樋暗渠、中近世以降の素掘小溝を検出した。出土遺物が少なく、時期がはっきりしないもの、規模・類例から時期比定したものが多い。ここでは藤原宮に関連する遺構について述べる。

掘立柱建物SB10360 北区の中程にあり、南北3間。柱穴は抜取穴に燈色土が少量混入する点で共通する。しかし柱間の距離には、北から約3m（10尺）、4.1m（14尺）、3m（10尺）とばらつきがあり、今後の検証を要する。

掘立柱建物SB10355 北区から南区にまたがる。掘形は一辺約1.5m。底面も標高72.5m前後で揃う。柱間は約3m（10尺）で等間。南区北端で掘形を確認できないことか

ら東西棟で、身舎2間、南北両廂に復元する。

掘立柱建物SB10330 南区の中程にある。検出した2基の柱穴は、抜取穴に燈色土が大量に混入する点で共通する。その距離は約6m（20尺）。北側の柱穴のみ、根巻石がある。南北2間、東西棟の建物に復元する。後述のSX10331を南妻に採用した場合には、身舎2間で南廂のある建物になる。

柱穴SX10331 地業状の工程を経ている。まず、一辺約1.2mの掘形を掘り、根石を設置する。いったん埋め戻してから一辺約0.6mの柱穴を掘る。埋め戻し土は比較的しっかりしている。柱穴の抜取穴の埋土はSB10330と同じ特徴をもつ。柱穴の深さは約0.3m。SB10330の柱穴の深さが0.6m程度であるのに対して浅い。

東西塀SA10340 掘形は一辺約1.2m。直径30cm、長さ130cmの柱根が残存しており、うち20cmが検出面上に露出していた。

石組溝SD10345 東西方向の溝で、SA10340の北2mにある。幅約3.4mの掘形内に、人頭大の垂角礫を三段、内面を合わせて積む。底面には拳大の円礫を敷く。石材には花崗岩・玢岩・閃緑岩などを使用している。内法約0.5m、深さ約0.5m。SA10340と共に、東西方向の区画を担っていたと思われるが、深さが十分に確保されており、雨落溝としてよりも排水施設としての性格が強いのだろう。宮内には類例があまりない。

素掘溝SD10380 北区の北半で検出した東西溝。東壁で検証すると幅約1m、深さ約0.5m。位置からみて、五条条間路の北側溝に比定できる。なお南側溝は検出することができなかった。

素掘溝SD10325 南区南端で検出した東西溝。幅約1.1m、深さ約0.5m。五条大路北側溝の想定位置から、北に約2mの位置にあたり、区画の性格をもつ可能性がある。なお五条大路北側溝の想定位置は水路の影響を強く受けており、明確な遺構を検出できなかった。（加藤雅士）

4 出土遺物

遺物は黄褐色土を中心に出土。ほとんどは小片である。

瓦類 古代の瓦としては、丸瓦が42点（5.26kg）、平瓦が95点（12.24kg）出土した。軒瓦は、全て軒丸瓦で、6273Bが2点、6275Cが1点、6281Aが1点の計4点を数える。瓦類は、ほとんどが包含層や耕作溝から出土しており、

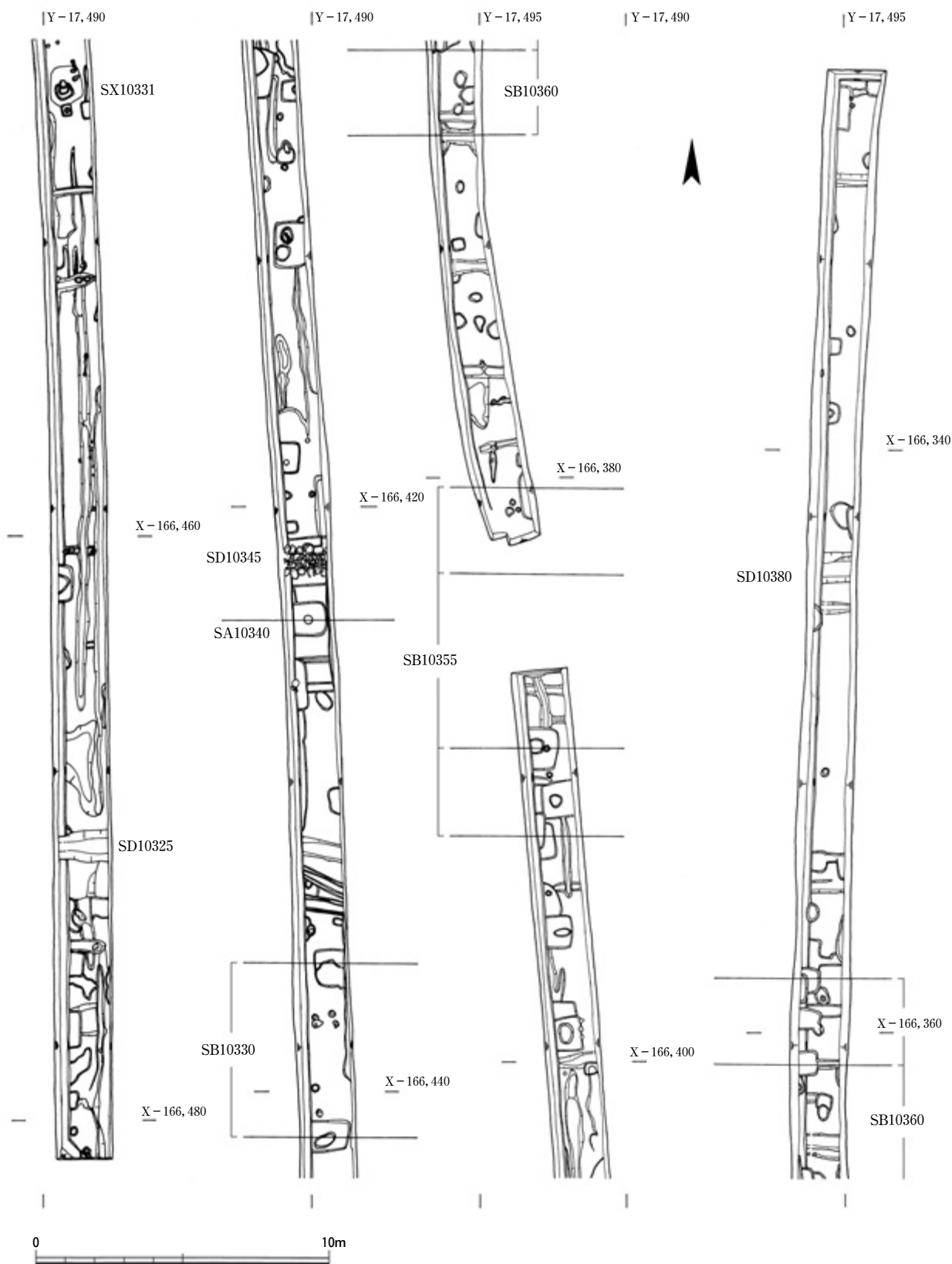


図76 第138-3次調査遺構図 1:200

藤原宮期の建物に伴うものではないと考えられる。

(石田由紀子)

土器類 土器の総量は整理箱にして5箱。土師器・須恵器が大半を占める。少量ながら、漆が付着する土器、ルツボなども含まれている。他に弥生土器、円筒埴輪、瓦器、陶磁器などがある。

その他 SA10340の柱根は下面から約10cm上の位置に、幅約5cmの溝が円周に沿って彫られている。また柱の下面には十字の墨線とコンパスの痕跡を確認した。柱根・部材等は他に2点出土している。石器ではサヌカイト製の横型石匙が出土している。

5 ま と め

今回の発掘は、第133-11次調査とあわせて、朝堂院東地区では初めてといえる本格的な調査である。

調査がすすんでいる内裏東官衙地区では、南北に並ぶ3つの官衙区画が検出されている。その官衙区画の西を限る堀(『藤原概報18・20・21』)の延長線は、本調査区の約3～9m西を通る。今回、掘立柱建物や、建物に復元できなくとも、一辺が1mを超える柱穴が見つかったことから、今回の調査区が官衙区画内にあり、複数の掘立柱建物が存在していたとみて間違いはない。平安京の例をみると、朝堂院の東は太政官や民部省など中枢施設が占めており(宮城図『陽明文庫本』)、建物が10尺規模に復元できることは興味深い。またSB10355に近接して他の柱穴が存在していることから、建物には複数時期の変遷があったと推定できる。

内裏東官衙地区で官衙Bと呼称される区画の南北の長さは、三条～四条大路間を三等分する約71mで確定している。今回の調査区は四条～五条大路間にあたるが、そのなかでSA10340と石組溝SD10345は南北を東西方向に画する。官衙区画の南限のひとつとみられる五条大路までは約50mの距離。これが官衙のひとつ区画の南北長になるのか、単に区画内の仕切りなのかは不明である。今回の調査区がある四条～五条大路間が、どのように割り振られていたかが今後の課題になるだろう。周辺の調査が待たれる。今回の発掘は、狭長な調査区ではあったが、藤原宮内の官衙構成を考えるうえで、興味深い材料を提供することができたのではないだろうか。(加藤)



図77 調査区全景(北から)



図78 SA10340とSD10345(北西から)